

新型コロナウイルス感染症に対する主な商品の取扱いについて（2023/5/8以降）

現在流行中の新型コロナウイルスに関する主な商品の補償の取扱いをご案内いたします。

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」といいます。）における「感染症」は、「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」、「四類感染症」、「五類感染症」、「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」および「新感染症」に分類されており、新型コロナウイルスによる感染症は、2023年4月27日開催の第75回厚生科学審議会（感染症部会）での決定を経て、2023年5月8日付けで感染症法に規定する「五類感染症」となりました。

セコム損害保険株式会社

記

1. 保険金のお支払い対象となる商品

下表のとおりとなります。（保険期間の開始日を問いません。）

商品（特約）	概要
所得補償保険	疾病に起因するものとして所定の条件を満たす場合には、保険金のお支払い対象となります。
医療費用保険	
あんしん家族（注）の生活総合保険特約における「キャンセル費用補償条項」	
労働災害総合保険	労災認定された場合、保険金のお支払い対象となります。

（注）生活総合保険特約付帯の普通傷害保険・家族傷害保険をいいます。

2. 保険金のお支払い対象とならない主な商品

上記1. に記載した商品（特約）以外は、保険金のお支払い対象となりません。

以上